

自動車割賦販売において登録名義を有しない信販会社による別除権行使の可否

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 平成 29 年 12 月 7 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（受）第 408 号

【事 件 名】 自動車引渡請求事件

【裁 判 結 果】 上告棄却

【参 照 法 令】 破産法 49 条・65 条、民法 369 条・500 条・501 条

【掲 載 誌】 金法 2080 号 6 頁

LEX/DB 文献番号 25449089

事実の概要

⑥によって各内容を引用する。）。

1 自動車販売会社（以下「本件販売会社」という。）は、訴外 A（以下「本件購入者」ともいう。）との間で、自動車（以下「本件自動車」という。）を割賦払の約定で売却する契約を締結した（以下「本件売買契約」という。）。本件売買契約において、売買代金債権を担保するため本件販売会社に本件自動車の所有権が留保されること（以下、この留保される所有権を「本件留保所有権」という。）が合意されていた。

また、本件販売会社と A は、信販会社 X を含めた三者契約の方式によって、以下の各点を合意した。① X が A の委託を受けて、本件販売会社に対する債務（本件自動車の本体価格及び割賦手数料の合計。以下「本件割賦金等」という。）を連帯保証すること、② X は、A に対する本件割賦金等の取立て及び受領の委任を受けること、③ X が販売会社に保証債務を履行した場合には、民法の規定に基づき、X が当然に販売会社に代位し、本件割賦金等債権及び本件自動車の留保所有権を行使できる旨を確認すること、④ 本件購入者 A が本件割賦金等の支払いを怠った場合の期限の利益喪失条項、⑤ A が期限の利益を喪失した場合、X は本件割賦金等の残額を本件販売会社に弁済でき、その際、A は、X が代位取得した本件割賦金等債権の弁済のため、直ちに本件自動車を X に引き渡すこと、⑥ X は、本件自動車の評価額等をもって、本件割賦金等債権の弁済に充てること（以下、①～

2 本件自動車について、平成 25 年 8 月 20 日、所有者を本件販売会社、使用者を A とする新規登録がされ、本件販売会社は A に本件自動車を引き渡した。

その後、A が本件割賦金等の支払いを怠ったため、平成 26 年 9 月 2 日、X は、⑤に従って、残額を本件販売会社に支払った。しかし、A は、後述の最判平成 22 年があることを理由に、本件自動車を X に引き渡さずに使用していた。

A は、平成 27 年 5 月 13 日、破産手続開始の決定を受け、Y が破産管財人に選任された。

X は、A の破産管財人 Y に対し、③及び⑤を根拠に、本件留保所有権に基づき、破産法 65 条の別除権行使として本件自動車の引渡しを請求した。それに対して Y は、A の破産手続開始の時点で、本件自動車について、X を所有者とする登録がなされていない以上、X が本件留保所有権を別除権として行使することはできないとして争った。

3 第一審（札幌地判平 28・5・30 金法 2053 号 86 頁）は、本件販売会社が本件自動車の所有者として登録されている以上、A が本件自動車の交換価値を把握するものでないことも公示されており、破産法 49 条 2 項の要請も充たしていると判示して、X が本件留保所有権を別除権として行使することができるとした。控訴審（札幌高判平

28・11・22 金法 2056 号 82 頁）も同じく結論し、X による別除権行使を否定することは破産債権者にとって「棚ぼた的な利益」であることを追加で判示した。

Y はこれを不服として上告した。

判決の要旨

上告棄却。

「保証人は、主債務である売買代金債務の弁済をするについて正当な利益を有しており、代位弁済によって購入者に対して取得する求償権を確保するために、弁済によって消滅するはずの販売会社の購入者に対する売買代金債権及びこれを担保するため留保された所有権を法律上当然に取得し、求償権の範囲内で売買代金債権及び留保所有権を行使することが認められている（民法 500 条、501 条）。そして、購入者の破産手続開始の時点において販売会社を所有者とする登録がされている自動車については、所有権が留保されていることは予測し得るというべきであるから、留保所有権の存在を前提として破産財団が構成されることによって、破産債権者に対する不測の影響が生ずることはない。そうすると、保証人は、自動車につき保証人を所有者とする登録なくして、販売会社から法定代位により取得した留保所有権を別除権として行使することができるものというべきである」と述べて、保証人が本件留保所有権を別除権として行使することを肯定した。

なお、最二小判平 22・6・4（民集 64 巻 4 号 1107 頁。以下「最判平成 22 年」という。）は、「事案を異にし、本件に適切でない」と付言した。

判例の解説

一 最判平成 22 年の射程との関係

本件では、留保所有権を破産手続において別除権として行使する際、X が何らかの要件を具備するべきか、そして今回の X はその要件を具備していたかが問われた。これについては、最判平成 22 年が、民事再生手続においてではあるものの一定の判断枠組みを示しており、その射程との関係で本件をどのように理解すべきかが問題とな

る。本件では、第一審・控訴審段階から各判示に意識した部分は窺えたものの、最判平成 22 年は引用されていなかった。上告審である本判決に至っては、最判平成 22 年とは事案が異なると明言している。

最判平成 22 年の事案においては販売会社に対して信販会社が一括して立替払していたのに対して、本件の X は、②で合意されたように販売会社によって本件割賦金等の取立て及び受領を委任されたにすぎない。この点が、最判平成 22 年とは事案を異にすると考えられたのであろう。③において法定代位によることを合意していた点も、最判平成 22 年と異なる¹⁾。

二 裁判例と実務の状況

本判決が参照を否定した最判平成 22 年は、法定代位によることの合意がなく、販売会社に対して信販会社が一括して立替払したことを除いては、本件とほぼ同一の事実関係のもとで民事再生手続における留保所有権の処遇が問題となった事案につき、一般債権者との衡平を図る趣旨から「登記、登録等」を具備すれば留保所有権を別除権として行使することができると判示した。同時に、一般論として法定代位によることが排除されたわけではないことも確認された²⁾。その後、留保所有権の倒産手続上の処遇をめぐる裁判例が相次いでいる³⁾。

実務においては、最判平成 22 年を受けて約款が改訂され、(a) 契約締結直後に信販会社による立替払がなされる方式と、(b) 買主が割賦金の弁済を怠って残代金についての期限の利益を喪失したときに、信販会社が保証債務の履行をする方式の 2 種類が存在する⁴⁾。本件は (b) の方式によるものである。

同様に (b) の方式による事案である大阪地判平 29・1・13（金法 2061 号 80 頁）においては、登録名義を有さない信販会社による別除権行使ができる上、自動車の換価金の剰余部分を返還するよう求める債権と、信販会社の手数料債権との相殺が認められている⁵⁾。結果として、所有権留保目的物から手数料の優先弁済を受けることが肯定された。また、札幌高判平 29・3・23（LEX/DB25545715）も同じく (b) の方式による事案で、

信販会社が登録名義を有していなくても、販売会社の名義になっている時点で、自動車が破産財団を構成するものではないことが覚知し得るものであったと述べ、割賦残代金について留保所有権を別除権として行使できると判示している⁶⁾。

裁判例の流れとしては、最判平成 22 年で排除されなかった法定代位構成によって、登記・登録等を具備せずに、信販会社が手数料等を回収することを認める状況となっている。

三 本判決の枠組み

1 所有権留保の法的構成

本判決は、まず、破産手続上、留保所有権は別除権として扱うことを前提に論理を展開している⁷⁾。留保所有権を別除権として処遇することは、民法上、所有権留保の法的構成を決定的に左右する問題ではないが⁸⁾、いわゆる担保的構成によってと評価するのが素直であろう。

2 法定代位により取得した留保所有権の行使

本判決は、保証人たる信販会社 X が、本件自動車の登録を具備することなく、本件販売会社から法定代位により取得した留保所有権を別除権として行使することを肯定する。その理由に、民法上(500 条・501 条)、法定代位が認められていること、破産手続開始の時点で本件販売会社を所有者とする登録がなされているため破産債権者にとって不測の影響はないことをあげる。

X は、三者契約の③及び⑤において念入りに法定代位によることを確認しているが、この説示からすると、当事者間であえて合意しておかなくても、民法が法定代位を認めているという事実だけで十分であるとしたとも読める。しかし、X が登録を具備せずとも、破産債権者との関係から、最低限、本件購入者が所有者でないことの公示は必要であるとしていることからすれば、やはり三者契約で法定代位によると確認しておくことに意義が認められよう。

また、最判平成 22 年は、留保所有権を別除権として行使するために目的物の「登記・登録等」が必要だと判示していたのに対して、本判決は、法定代位によって留保所有権を取得したのであるから、信販会社は何らの要件も具備することなく

別除権として行使することを認めている。最判平成 22 年で参照された民事再生法 45 条と本件で言及された破産法 49 条は、いずれも権利行使のために登記・登録等を具備することを要求しているのであるから、本件においても同様に、登記・登録等の具備を要求することもあり得る。本判決は、たとえ登録名義を有しない信販会社 X が別除権行使しても、破産債権者に不測の影響がないことを理由としてあげるのみだが、控訴審では、別除権行使を否定することは破産債権者にとって「棚ぼた的利益」であるとも述べている。さらに、登録名義を販売会社のもとに残す実益も指摘されている⁹⁾。法定代位の場合にまで信販会社が登記・登録等を具備するよう求める必要はないと判断されたのであろう¹⁰⁾。

いずれの諸点においても、最判平成 22 年は本件と異なる事案であるため、互いの判示事項は抵触し合わないよう注意が払われていると評価できる¹¹⁾。

3 「本件割賦金等」と「売買代金」

本判決は、上記 2 で示したように、民法の明文規定と、破産債権者にとって不測の影響がないことの 2 点というシンプルな判示によって、X の主張を認めている。しかし、本件留保所有権の被担保債権の表現には工夫が見られる。

本解説では、①において、A が本件販売会社に対して負う債務を「本件割賦金等」と呼び、本件自動車の本体価格及び割賦手数料の合計であるとしてきた。これは第一審及び控訴審判決においても同様である。それに対して本判決は、「売買代金」と呼んでいる。その理由は明言されていない。当然、この「売買代金」には割賦手数料が含まれるのであるから、本判決としては、本件留保所有権は割賦手数料を含めた全額を担保する趣旨であり、その内訳を意識する意味がないと考えているのだと思われる。

この点、割賦払による手数料や回収費用は、販売会社と買主の二者間で割賦販売がなされていれば、販売会社が当然に請求できるものであることから、本件のような第三者所有権留保においても被担保債権に含まれることは当事者間では当然の前提となっており、法定代位構成を妨げるもので

はないとの指摘がある¹²⁾。しかし、割賦手数料は信販会社Xがその営利活動として回収するものであり、原債権についての「弁済の費用」（民法485条）の範囲に含まれるものとは言い切れない。最高裁は「売買代金」と表現することで割賦手数料もここに含めたのだと思われるが、疑問なしとはしない¹³⁾。

法定代位によって信販会社が取得するのは、販売会社が買主に対して有する原債権であり、その原債権を担保するのが留保所有権である一方で、三者契約においては留保所有権によって割賦金等債権の弁済に充当される（⑥）。このような構成による法定代位は否定されるのではない。ただ、被担保債権の相違が問題であるならば、当事者間であらかじめ法定代位によることと被担保債権の内容を合意しておけばよいと思われる。それでもなお、当事者間での合意によって当然の前提になっていたことのみをもって、法定代位により信販会社が取得する留保所有権の被担保債権に手数料等を含めてしまうことが485条の解釈論として可能なのかという問題は残ろうが¹⁴⁾、今後はこのような方向で判例・実務が推移していくのであろう。本件は前述のように③・⑤・⑥で当事者間での合意がなされていたわけであり、まさに今後の指針となる事案である¹⁵⁾。

●—注

- 1) 最判平成22年と異なる点については、田高寛貴「倒産手続における三者間所有権留保——最一小判平22.6.4以後の下級審判決の検討」金法2053号（2016年）26～28頁の分析も参照されたい。
- 2) 杉本和士「判批（本件控訴審）」法教432号（2016年）165頁（判例セレクト Monthly）。
- 3) 裁判例の状況については、拙稿「留保所有権を別除権として行使するための要件」立正49巻2号（2016年）123頁以下を参照されたい。
- 4) 阿部弘樹ほか「登録名義を有しない自動車所有権留保の破産手続上の取扱いに関する実務の流れと問題点の検討——平成22年6月4日最高裁判決を契機として」債管155号（2017年）70頁。
- 5) 伊藤眞「最一小判平22・6・4のNachleuchten（残照）——留保所有権を取得した信販会社の倒産手続上の地位」金法2063号（2017年）46頁も参照。
- 6) 阿部弘樹「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）21号（2017年）217頁。札幌地判平28・9・13LEX/DB25543728も同旨。

- 7) 下級審レベルでは、破産手続において別除権にあたると判示したものとして、札幌高決昭61・3・26金法1149号42頁がある。民事再生手続においては最判平成22年が初判断であり、本判決は破産手続においての最高裁判断である。
- 8) 上江洲純子「判批（本件控訴審）」リマークス55号（2017年）119頁の整理を参照。所有権の構成からも、別除権として処遇することが可能であることを述べるものとして、平野裕之『民法総合3 担保物権法〔第2版〕』（信山社、2009年）336頁。また、別除権行使＝担保権実行が何を意味するのかによって取戻権との差が異なってくることを指摘するものとして、佐藤鉄男「判批（最判平成22年）」民商143巻4＝5号（2011年）54頁。
- 9) 田高寛貴「判批（本件控訴審）」金法2073号（2017年）34頁。
- 10) 伊藤隼「判批（本件第一審）」ジュリ1506号（2017年）111頁。これに対して、登録名義具備を怠った信販会社の別除権行使を否定すべきとする見解として石口修「留保所有権の譲渡と譲受人の法的地位」千葉28巻1＝2号（2013年）578頁がある。
- 11) 本判決が最判平成22年と抵触しないことについての分析は、本判決は基本的に第一審判決と判断枠組みを同じくするので、和田勝行「判批（本件第一審）」法教435号（2016年）64頁以下の詳細な分析を参照されたい。控訴審も含めて紹介する清水裕一郎「第三者所有権留保における留保所有権の対抗要件」伊藤進幸寿『現代私法規律の構造』（第一法規、2017年）289～294頁もある。
- 12) 田高・前掲注9）35頁。
- 13) 拙稿「判批（本件第一審）」現代社会フォーラム（同志社女子大学現代社会学会）13号（2017年）22～24頁。杉本・前掲注2）165頁も参照。
- 14) 第一審判決では、「販売会社から取立て及び受領を委任されたXが負担する回収費用は、元来、Aが販売会社に対し負担すべきものであり（民法485条）、原債権たる本件割賦金等債権に含まれると解し得る」と説示されている。また、Xは、Aに対し、遅延損害金及び督促費用等の支払いを催告している。
- 15) 清水・前掲注11）295～297頁は、最判平成22年が原則として留保所有権について「対抗要件」を具備することを必要とするように対抗要件制度を「変容」させたように見える一方で、本判決のように法定代位によることのできる場合には例外的に「対抗要件」を具備することなく留保所有権を行使することができることとしたと整理している。しかし、最判平成22年で具備することを要求されたのは「登記、登録等」であり、これが「対抗要件」として機能するのかについてはなお議論があり得ることは指摘しておきたい。